

## 議案第10号

### 狭山市市営住宅条例の一部を改正する条例

狭山市市営住宅条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「者」の次に「又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者」を加える。

第11条第1項第1号中「2人の連署する」を「が連署した」に改める。

第42条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

別表上諏訪団地の項及び榎団地の項を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、この条例の施行の日以後に市営住宅の入居者として決定した者について適用し、同日前に市営住宅の入居者として決定した者については、なお従前の例による。

令和2年2月21日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

市営住宅への入居の促進及び入居決定者の負担軽減を図るため、入居者の資格及び入居の手続について見直すとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。